



## 1 国際政策の推進

## (2) 二国間・多国間での取組

## 積極的な対話による国際協調と国際理解の推進

## 1 二国間での主な取組

## (1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」

2001年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

2003年10月には、官民会議のフォローアップ会合を開催した。

## (2) 「日EU行動計画」

2001年12月、ブラッセル（ベルギー）において開催された日EU定期首脳協議において、2001年から10年間の協力分野及び内容を具体化した「日EU行動計画」を採択した。また、2002年7月、「日EU行動計画」の着実な実施のフォローアップの場として行動計画運営委員会の設置に合意し、2003年9月には第3回会合を行った。

## (3) 「日英ICT首脳共同声明」

2003年7月、英国ブレア首相来日に伴い日英首脳間で「世界をリードするICT国家としての日英の協力」（日英ICT首脳共同声明）が発表され、ユビキタス・ネットワーク社会の実現、電子商取引の発展促進、政府及び教育におけるICTの利用、情報活用のための機会の構築について両国が協力していくこととした。

## (4) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）

## 締結に対する取組

多国間交渉である世界貿易機関（WTO）の枠組みよりも、二国間での自由化を迅速に実現できるという利点にかんがみ、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）／経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の締結にも積極的に取り組んでいる。既に締結されているシンガポールとのEPAに加えて、現在、メキシコ、韓国、マレーシア、フィリピン及びタイとの間で、WTOルールとの整合性に留意しながら、外資規制の撤廃等を実現する協定の締結交渉を行っている。

## 2 多国間での主な取組

## (1) 世界貿易機関（WTO）における新ラウンド交渉

2001年11月から開始されたWTO（World Trade Organizations）ドーハラウンド交渉（2005年1月1日期限）では、サービス貿易分野で最も重要な分野とされている電気通信分野について、そのより一層の自由化に向け、各加盟国と積極的な協議を展開している。我が国は、電気通信分野については、WTO加盟国の中でも最も自由化の進展している国の1つであることから、諸外国に対しては、一律に課せられている外資規制等の不必要な規制について、緩和要求を行っている。また、単純に規制を緩和するだけでは実質的な自由化が達成されない電気通信分野の特質を踏まえて、支配的事業者規制の在り方、技術革新に伴い登場してきた新たなサービスに関する規制の在り方など、公正かつ有効な競争を実現するため、WTO加盟各国が導入すべき共通の規制の枠組みに関する議論も活発に行っている。

## (2) アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

APT（Asia-Pacific Telecommunity）では、2004年7月、バンコク（タイ）において、APT設立25周年を迎えることを記念して、各国の電気通信大臣を集めたアジア・ブロードバンド・サミットを開催し、アジア・太平洋地域内のブロードバンド導入に向けた行動指針を策定する予定である。

## (3) 経済協力開発機構（OECD）

OECD（Organisations for Economic Co-operation and Development）では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP：Committee for Information, Computer and Communications Policy）において、作業部会を設け、情報通信分野の検討を行っている（図表）。

OECDの経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）は、OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般及び構造調整問題について定期的に国別審査を行い、審査対象国に政策勧告を行っている。2003年度対日経済審査報告書における情報通信に関する記述では、高速のブロードバンドサ

ービスが低廉な料金で提供されている点が特に評価されている。

(4) アジア太平洋経済協力会議 (APEC)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) では、電気通信・情報ワーキンググループ (TEL: Telecommunications and Information Working Group) 等において、情報通信関連のビジネス円滑化、技術協力、自由化、セキュリティ、人材育成等、情報通信分野に関する各種議論及び情報交換が活発に行われている。

2002年5月、上海 (中華人民共和国) で開催された第5回電気通信・情報産業大臣会合では、「情報通信インフラのセキュリティ声明」等を含む「上海宣言」が採択され、本宣言に基づき、現在TELにおいてその具体化に向けた検討が行われている。

総務省は、これまで、TELの各分科会議長/副議長等を継続的に担当するとともに、我が国の情報通信政策の紹介、研究開発プロジェクトの提案、アジア・太

平洋地域の情報主管庁との意見交換等を通じて、これらの会合に主体的に対応しており、今後もAPECの情報通信関連の取組に積極的に参加している。

(5) 主要国首脳会議 (G8サミット)

G8サミットでは、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられている。特に2000年7月の九州・沖縄サミットでは、「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」(IT憲章) が採択されるとともに、国際的デジタル・ディバイド解消に向けた関係者間の協力強化のため、「デジタル・オポチュニティ作業部会」(ドット・フォース) が設立された。ドット・フォースは、2001年5月、国際的な情報格差の解消に向けた「ジェノバ行動計画」等を提出した。また、2003年6月のエビアン・サミットで承認された「G8アフリカ行動計画実施報告書」では、世界情報社会サミット (WSIS) を歓迎する旨の記述が盛り込まれた。

図表 情報・コンピュータ・通信政策委員会 (ICCP) の各作業部会概要

- 1 情報セキュリティ・プライバシー作業部会 (ISP: Working Party on Information Security and Privacy)
  - 情報セキュリティ及び個人情報保護等
  - 例) OECDセキュリティ・ガイドラインの策定
  - スパムメールに関するワークショップの開催
- 2 電気通信・情報サービス政策作業部会 (TISP: Working Party on Telecommunications and Information Service Policies)
  - 電気通信分野の規制政策全般、ブロードバンドの発展、電子商取引の推進、インターネットの普及等
  - 例) 各国ブロードバンドの比較
- 3 情報経済作業部会 (IE: Working Party on Information Economy)
  - 情報通信の経済・社会への影響調査等
- 4 情報社会指標作業部会 (IIS: Working Party on Indicators for the Information Society)
  - ICTの定義付け、統計データの収集等

## 1 国際政策の推進

### (3) 日中韓における協力・協調

#### 第2回日中韓情報通信大臣会合を開催

2002年9月、マラケシュ（モロッコ）において、日中韓3か国の情報通信分野における協力等の促進を目的として、3か国の民間企業、研究機関等の関係者同席の下、第1回日中韓情報通信大臣会合が開催された。

2003年9月には、チェジュ（韓国）において第2回日中韓情報通信大臣会合が開催され、3か国間の情報通

信分野の一層の協力推進によるアジア地域の発展について幅広く意見交換を行い、今後の日中韓における情報通信7分野の協力に関する取決めについて合意した（図表）。

2004年は、第3回日中韓情報通信大臣会合の日本国内での開催が予定されている。

図表 第2回日中韓情報通信大臣会合「7分野の協力に関する取決め」(概要)

#### 3G及び次世代移动通信

移动通信政策、移动通信の国際ローミング、移动通信技術及びサービスに関する共同開発研究等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

#### 次世代インターネット(IPv6)

IPv6普及のための情報交換、IPv6研究開発及び標準化等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

#### デジタル放送

デジタル放送政策に関する情報交換、デジタル放送技術及びサービスに関する研究開発及び技術に関するセミナー開催等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

#### 情報セキュリティ

情報セキュリティ政策及び協力に関する情報交換、ハッキング等サイバー攻撃に対する共同対応、オンラインプライバシー保護に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

#### オープンソースソフトウェア

オープンソースソフトウェア政策、技術に関する情報交換等を行うためのフォーラム設置

#### 電気通信サービス政策

テレコムサービス政策に関する研究、相互接続政策、電気通信事業者間の紛争処理に関する情報交換等を行うためのフォーラムの設置

#### 2008年北京オリンピック

これまでの国際的行事で得た経験、事業・技術に関する情報交換、共同プロジェクト発掘・開催支援等に関する協力を行うための連絡体制の設置

## 1 国際政策の推進

### (4) 世界情報社会サミット (WSIS)

#### WSIS基本宣言・行動計画を策定

##### 1 世界情報社会サミットの概要

世界情報社会サミット (WSIS : World Summit on the Information Society) は、ITU主導の下、国連の行事として、情報社会についての共通ビジョンの確立及び理解の促進を図り、このビジョンの実現に向けて協調的に発展を遂げるための宣言及び戦略的な行動計画を策定することを目的としている。2003年12月にジュネーブ(スイス)において54か国の政府首脳、83人の情報通信大臣等、176か国、約2万人が参加して開催され、首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現等のための基本宣言及び行動計画を策定した(図表)。

我が国からは、麻生総務大臣が本会合においてステートメントを行い、我が国におけるブロードバンドの推進や、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた取組を紹介しつつ、その重要性について訴えた(1-4-1(P.86)参照)。また、アジア・ブロードバンド計画を積極的に推進し、基本宣言及び行動計画に貢献していくことを表明した。

##### 2 WSIS第2フェーズに向けて

2005年11月にはチュニス(チュニア)で第2フェーズが開催される予定であり、ジュネーブ行動計画のフォローアップ等がなされることとなっている。

この第2フェーズに向けた準備等については、今後、その在り方について議論していくこととなるが、第1フェーズで論点となったデジタル・ディバイド解消に向けた基金及びインターネットガバナンスの在り方についても今後検討が進められる予定である。

我が国としては、WSIS第2フェーズのため、ITU及び幅広い国際機関等と協力しながら可能な限りの貢献を行っていく予定である。

なお、総務省としては、インターネットガバナンスの在り方について、今後設立されるワーキンググループ等国際的な議論に貢献していくため、国内のインターネット関係者間で情報と意見交換を行うことを目的としたインターネットガバナンスに関する連絡会を開催している。

図表 WSIS基本宣言・行動計画の概要

基本宣言(要旨)	行動計画(要旨)
<p>1. 情報社会に向けた共通ビジョン</p> <p>(1) 持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情報社会の構築</p> <p>(2) 情報通信技術 (ICT) は、生産性を向上させ、経済成長の原動力となり、雇用を創出するなど、いっそうの発展のために新しい機会を提供</p> <p>(3) デジタル・ディバイドの解消が必要</p> <p>2. 情報社会の鍵となる11原則</p> <p>情報インフラの整備 「ブロードバンド」や「ユビキタスアクセス」の重要性等 人材開発 セキュリティの確保 法制度等の環境整備 メディアの多元性、多様性 等</p>	<p>1. 2015年までの達成を目指した10の世界的なICTの目標</p> <p>(例)・世界の村々をネットワークに接続し、公共アクセスポイントを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全世界の50%以上の人々がネットワークに接続できる環境を整備</li> <li>・すべての大学、専門学校、中・高校をネットワークに接続 等</li> </ul> <p>2. 基本宣言に記載されている各原則を具体化</p> <p>3. デジタル連帯綱領 デジタル・ディバイド解消を目指した国際的協力の必要性</p>

#### 我が国の主な主張

ブロードバンド・ネットワークの利活用の重要性  
ユビキタスネットワーク社会実現の重要性

} 日本の努力で、この趣旨が基本宣言・行動計画に記載

## 2 国際協力の推進

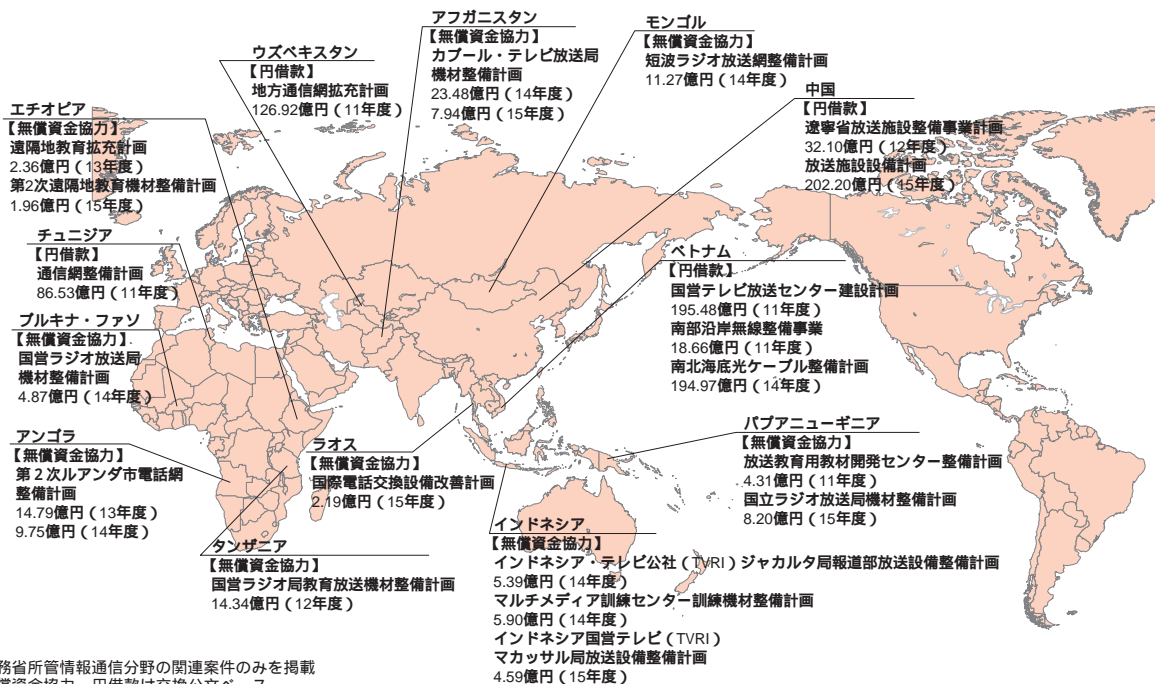
### 開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せられている。開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在するなど、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含め、世界的に情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、IT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主管官庁との政策対話を通じたIT政策・

制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、国際協力事業団（JICA：Japan International Cooperation Agency）、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank For International Cooperation）等と協力し、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を中心に、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表、）。

図表 過去5年間の資金協力の状況（平成11年度～15年度）



1 総務省所管情報通信分野の関連案件のみを掲載  
2 無償資金協力、円借款は交換公文ベース

図表 JICAを通じた技術協力等の実施状況（平成15年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入(人)	455 (440)	83 (48)	538 (488)
専門家派遣(人)	24 (35)	9 (7)	33 (42)
プロジェクト方式 技術協力(件)	3 (4)	0 (0)	3 (4)
開発調査(件)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

1 総務省所管の関連案件のみを掲載  
2 ( )内は前年度実績  
3 研修員受入については、総務省ODA予算による研修に係る人数を含む

### 3 国際標準化活動の推進

#### ITUにおける迅速な標準化活動

情報通信分野の国際標準化では、ITUが中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）及び無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）が標準化活動を行っている。

##### 1 ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、情報通信環境を取り巻く急速な変化に対応した迅速な標準化作業（勧告の策定）を行うため、作業方法の見直し等が進められおり、2000年9月から開催されたITU-Tの活動の方向性を決める会議である世界電気通信標準化総会（WTSA-2000：World Telecommunication Standardization Assembly-2000）において、規制又は政策への影響を伴わない勧告については、電子的な手段（電子メール、ウェブ等）を活用して、迅速な勧告承認を可能とする「代替承認手続き」（AAP：Alternative Approval Process）の導入を決定した。AAPの導入により、大半のITU-T勧告の承認手続に要する期間が2か月程度に短縮され、迅速な勧告承認が実現している（図表）。

2004年10月には、WTSA-2004が開催され、次期研究会期（2005～2008年）におけるITU-Tの研究委員会（SG）構成や研究課題の決定、SG議長・副議長の任命、作業方法の見直し等が行われる予定であり、我が国として早急に対処方針を検討する必要がある。

また、近年では民間フォーラムにおいて活発に標準化が行われていることから、産業界等の意見を十分踏まえ、産官学の連携を一層強化し、ITU-Tのみならず

幅広く我が国として取り組むべき国際標準化に係る課題の全体像を取りまとめ、今後推進すべき標準化課題の検討等を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、総務省としてはWTSAへの対処について、平成16年夏を目途に情報通信審議会において一部答申を予定している。

##### 2 ITU-Rにおける取組

2003年6月には、SGの構成等ITU-Rの組織の決定、SG議長・副議長の任命、作業方法の見直し、勧告案の承認、次期研究会期における研究課題案の承認等を行う、2003年ITU無線通信総会（RA-2003）がジュネーブ（スイス）において開催された。

RA-2003に提出される勧告案については、我が国は、SG会合等に参加し、必要に応じて寄与文書を提出するなど、積極的に貢献しており、我が国の意見が広く反映されたものとなっている。また、次期研究会期の研究課題については、我が国の無線通信システムの発展、周波数の有効利用等にいずれも必要なものと認められるものである。

作業方法の見直しに関しては、通常、勧告案の承認までには、採択及び承認という2段階の手続きが必要となっているが、迅速化のため1段階（同時に行う）に短縮する手続方法「同時採択承認手続き」（PSAA：Procedure for Simultaneous Adoption and Approval）が導入され、勧告案の策定から採択を行い、承認されるまでの期間が、現行の最短7か月から最短3か月に短縮されることとなった。

図表 ITU-T勧告の承認手続に要する期間の推移

